

平成25年第11回邑南町議会定例会(第1日目)会議録

1. 招 集 月 日 平成25年12月3日(平成25年11月26日告示)

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 会 平成25年12月3日(火) 午前9時30分
散会 午前11時24分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	辰田 直久	13 番	亀山 和巳
14 番	石橋 純二	15 番	三上 徹	16 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 14名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	5 番	和田 文雄	6 番	宮田 博
7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史	10 番	日野原 利郎
11 番	清水 優文	12 番	辰田 直久	13 番	亀山 和巳	14 番	石橋 純二
15 番	三上 徹	16 番	山中 康樹				

7. 欠席議員 1名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
3 番	平野 一成						

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副町長	桑野 修	総務課長	藤間 修
危機管理課長	細貝 芳弘	定住促進課長	原 修	企画財政課長	日高 輝和
情報推進課長	小林 雅博	町民課長	服部 導士	税務課長	上田 洋文
福祉課長	飛弾 智徳	農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始
建設課長	土崎 由文	水道課長	朝田 誠司	保健課長	日高 誠
会計管理者	安原 賢二	瑞穂支所長	川信 学	羽須美支所長	加藤 幸造
教育委員長	河野 義則	教育長	土居 達也	学校教育課長	田中 節也
生涯学習課長	能美 恭志	農業委員会長	田中 正規	監査委員	實田 譲

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 沖 幹雄 事務局係長 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

平成25年第11回邑南町議会定例会議事日程(第1号)

平成25年12月3日(火) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 報告事項

報告第18号 例月現金出納検査結果報告について

報告第19号 平成25年度定期監査報告について

日程第5 議案の上程、説明

議案第99号 邑南町町営バス条例の一部改正について

議案第100号 邑南町税条例の一部改正について

議案第101号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第102号 邑南町青少年旅行村条例の一部改正について

議案第103号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について

議案第104号 邑南町除雪車格納倉庫条例の制定について

議案第105号 邑南町地域経済活性化基金条例の制定について

議案第106号 平成25年度邑南町一般会計補正予算第6号について

議案第107号 平成25年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号について

議案第108号 平成25年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第4号について

議案第109号 平成25年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号について

議案第110号 平成25年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号について

平成25年第11回邑南町議会定例会(第1日目)会議録

平成25年12月3日(火)

—— 午前9時30分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

- 議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成25年第11回邑南町議会、定例会を開会をいたします。議長の諸般の報告につきまして、お手元に配布をしたとおりです。ご覧いただきたいと思います。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。10番日野原議員、11番清水議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 会期の決定

- 議長(山中康樹) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日12月3日から12月13日までの11日間といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日12月3日から12月13日までの11日間とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 行政報告

- 議長(山中康樹) 日程第3、行政報告。これより町長に、行政報告及び諸般の報告を行っていただきます。
- 石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。
- 議長(山中康樹) 石橋町長。
- 石橋町長(石橋良治) 平成25年第11回邑南町議会定例会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、行政報告及び諸般の報告を申しあげます。まず始めに、12月2日に障害者自立更生等厚生労働大臣表彰を平野壽昭さんが受章されました。これまでのご功績を讃えるとともに、心からお慶び申しあげます。次に、危機管理課の関係について申しあげます。最初に、10月18日にNTT西日本株式会社と特設公衆電話の設置、利用に関する協定を、また、11月27日には生活協同組合しまねと災害時における応急生活物資供給など支援協力に関する協定をそれぞれ締結しました。特に、特設公衆電話につきましては、全12公民館に設置済みで、災害時に電話が混線していた場合でも優先的に回線がつながり利用いただくことができます。続いて、消防団関係ですが、先月25日に東京ドームにおいて消防団120年、自治体消防65周年記念大会が、全国から関係者3万7千人出席のもと開催され、邑南町からも消防団長を始め幹部団員等が参加しました。次に、防災士の養成ですが、追加公募し、11月9、10の両日に大阪府で開催された防災士研修講座に4名参加いただきました。今年度は10名が参加取得見込みで、町が養成した防

災士がこれで30名となり、それぞれの自主防災組織で活動いただくこととしております。次に、矢上高校の教育振興について申し上げます。平成23年度から実施しております矢上高校魅力化事業の一環として、11月1日に矢上高校生が語る未来フォーラムを開催しました。このフォーラムでは、矢上高校2年生から邑南町の課題に対する提言をいただきました。具体的には、矢上駅の活用策や、邑南町を全国に発信するための、ゆるキャラの作成案をはじめ、子どもを増やす施策として年間を通して男女が農作業で交流し、結婚に結びつけようという恋活ファームなどの提案がありました。これらの提案には、すぐにでも実行できる具体的なものもあり、今後の町政の参考にしたいと考えています。次に、県立石見養護学校のPTA活動が表彰されたことについて申し上げます。保護者OB、地域の方の協力によるPTAふれあい活動が地域の行事として定着していることなど優秀な実績を上げているPTAとして、県立石見養護学校のPTAが、11月19日に日本PTA全国協議会主催の表彰式で優良PTA文部科学大臣表彰を受賞いたしました。次に、生活交通確保対策について申し上げます。10月1日から、瑞穂地域の、ふくし号下対線を、また、10月3日から羽須美地域の、けんこう号江平上ヶ畑線の運行を開始しました。運行開始後は通院や買い物に、多くの方がご利用いただき、好評を得ております。また、町営バス邑南川本線を役場まで運行延長する条例改正案につきまして、後程提案をいたします。次に、指定管理施設いこいの村しまねの耐震補強等について申し上げます。いこいの村しまねの耐震補強及び改修につきましては、現在設計業務を発注しておりますので、今後基本設計内容についてお示しし、施設の耐震改修工事、修繕工事等全体計画について、今後協議をさせていただきます。次に、地域おこし協力隊について申し上げます。10月1日付けで、新たに2名の隊員を任命いたしました。1名は雲井の里を拠点として、農業生産、販売に関連する取り組みを支援したり、情報発信、観光案内などを行う、耕すあきんど、それから、もう1名は、耕すシェフで、合計すると現在のところ、耕すシェフが4名、地域クリエーターが2名、耕すあきんどが1名のあわせて7名が研修を行っております。現在も引き続き募集中で、Uターン者の積極的な応募にもつながるように情報提供し、募集につとめております。今後もさらなる研修制度の充実を目指していきたいと考えております。次に、本町が推進しておりますA級グルメについて申し上げます。10月15日に東京に本社をおく辰巳出版より、素材香房a j i k u r aの三上シェフ監修のレシピ本が全国発売になりました。また、同じく10月に、在日のイタリア企業が所属する在日イタリア商工会議所がレストランを認証するイタリア料理認証制度において、中国地方では初めて素材香房a j i k u r aが認定されました。これにより、邑南町の食の取り組みがさらに広く周知され、来町者の増加につながる事を期待しております。11月には農産物、加工品、飲食の3部門にわたり独自のA級グルメ認定基準を検討するため、A級グルメ認定制度研究会を立ち上げました。座長に新潟県で雪国A級グルメの認証制度を展開されている雑誌自遊人の編集長岩佐氏を招へいし、関連事業者及び有識者で3月をめどに検討を重ねております。次に、ええぞ邑南町誇りと自信を持とう、いわゆるビレッジプライド事業について申し上げます。7月に本事業のアドバイザーである日本総研の藻谷浩介氏を招へいして研修会を開催し、以降、合併後に採用した15人の職員を対象に研修を重ね、3グループに分かれて公民館単位でのワークショップ、個別ヒアリング、また、町民千人を対象としたアンケート調査を実施しているところでございます。12月末までには、公民館単位の地域カル

テを作成し、1月24日に庁内プレゼンテーション、そして1月25日には周知広報を目的とした町民も参加いたしましてフォーラムを開催する予定にしております。次に、上口羽地区の川角集落がしまね景観賞大賞に決定したことについて申し上げます。川角集落の取り組みで、耕作放棄地の棚田に花桃や菜の花を植えて、美しい棚田の景観を再生させたことや花桃祭りの開催など、集落をあげての活動が高い評価を得て、11月26日、本年度のしまね景観賞大賞の受賞が決定をいたしました。次に、瑞穂テキスタイル株式会社の事業廃止について申し上げます。瑞穂地域田所地区で、平成21年6月から操業中でございました瑞穂テキスタイル株式会社が、11月30日付けで売り上げ不振などの理由により事業を廃止されました。今後のことにつきましては、町といたしましても関係機関と密接に連携を図りながら、適切に対応していきたいと考えております。次に、おおなんケーブルテレビについて申し上げます。おおなんケーブルテレビの運営について、本年3月19日付で邑南町情報通信施設管理運営委員会に対し、業務運営体制に関する諮問を行っております。この諮問に対し11月7日、管理運営委員会より答申書の提出がありました。今後はこの答申を受けて、おおなんケーブルテレビの業務を精査し、これまで以上に効率的な業務運営を目指してまいります。次に、区域外放送の停波事故について申し上げます。11月7日午後9時より8日午前9時30分までの12時間30分の間、区域外波である広島ホームテレビ放送とNHK広島放送の2つのチャンネルについて、邑南町全世帯が視聴不能になりました。原因は光ケーブルと樹木の接触を防ぐための防護管の中に小動物が巣をつくり、中のケーブルをかじり傷つけたためでございます。今後の対策として、できるだけ樹木に近い防護管を撤去し、接触部分をスパイラルテープで巻いて保護してまいります。長時間ご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。次に、阿須那保育所移転改築工事について申し上げます。瑞穂福祉会により建設が進められておりました阿須那保育所につきましては、10月25日に竣工し、先般11月27日に竣工式が行われ、12月1日から民設民営での運営がスタートしたところでございます。本年4月に完成いたしました口羽保育所と同様、子どもたちが安全でのびのびと過ごすことができるよう、木の香りの漂う、採光のとれた明るく快適な保育空間が保たれております。これを契機に羽須美地域の入園児が増え、日本一の子育て村構想が推進されることを期待をしているところでございます。次に、民生委員、児童委員及び主任児童委員の一斉改選について申し上げます。民生委員、児童委員及び主任児童委員は厚生労働大臣から委嘱されますが、このたび平成25年11月30日で3年間の任期が満了となり一斉改選となっております。邑南町におきましてはこれら委員の選任のため7月、8月と2回の民生委員推薦会を開催し、62名の民生委員、児童委員、4名の主任児童委員を県知事に推薦し、島根県の社会福祉審議会での推薦決定を経て、9月末に国に推薦名簿が提出され決定に至っております。昨日、委嘱状の伝達を行ったところでありますが、66名のうち18名の委員が新任の方で、再任された48名の委員とともに今後、平成28年11月末までの3年間、住民の福祉の増進を図るための様々な活動にご尽力いただけるものと期待しているところでございます。次に、福祉医療費助成制度の見直し検討について申し上げます。福祉医療費助成制度は重度心身障害者や一人親家庭に対して医療費の自己負担分の一部を助成し、医療費の軽減を図るものでございます。平成17年10月に制度が改正され月額500円であった自己負担額が1割負担に変更され、助成額が引き下げられましたが、本町におきましては激変緩和策と

して今日まで負担額の上限を抑え制度を延長してきたことはご承知のとおりでございます。このような中で、県民からも見直しの要望が多いことから、昨年末、島根県知事が市町村の意見を聴取し見直しを検討と表明され、今年度島根県において見直しの方向で検討が進められているところでございます。見直しについては、負担上限額の引き下げや制度対象者の拡大などについて議論されており、今後県議会との協議を経て見直し案が提示される予定となっております。次に、公立邑智病院について申し上げます。公立邑智病院の今年度の診療状況であります。常勤の医師8名と歯科医師1名により、内科・外科・小児科・産婦人科・麻酔科・歯科の診療を行っております。また、泌尿器科と整形外科は島根大学医学部から非常勤医師、精神科は西川病院の医師の派遣を受けて、外来の診療を継続しております。次に、施設整備の状況でございますが、看護師宿舎建設工事及び医療従事者研修棟及び事務室建設工事を、11月初旬に発注し、3月下旬の完成を目指して事業を実施しております。完成後は、公立邑智病院の職場環境の改善が図られるものと期待しているところでございます。次に、農林業振興について申し上げます。本年の水稲作況指数でございますが、農林水産省の発表によりますと、10月15日現在、全国では102のやや良、本県におきましては101の 平年並みとなっております。また、予想収穫量は約818万トンとなっており、平成25年産米の生産数量目標791万トンを27万トン程度上回っており、平成24年産からの持ち越し在庫を含めると需要に対して60万トンから80万トンの供給過剰が見込まれております。これらの状況と今後の国内需要量の推計から、邑南町の平成26年産米作付面積は、平成25年との比較で40ヘクタールから80ヘクタール程度減少するのではないかと考えられます。一方、8月24日豪雨災害での被災により来年産米の作付けができない面積の把握や、現在様々な情報が錯綜しております経営所得安定対策や米政策見直しの動向など、不確定な要素が多い中ではありますが、おおむね例年並みのスケジュールで、農家の皆さんに水稲作付面積の配分を行い、1月には第1次集計をする予定にしております。また、今年度の町内産米の品質についてでございますが、10月17日現在の水稲うるち玄米で、1等米比率が81.7%となっており、昨年同時期の93.1%に比べ10%以上の下落となっております。格下げの原因としてはセジロ、シンパクなどの乳白米がその主なもので、夏場の猛暑が原因であったと見ています。来年度の作付けに向け、植え付け時期を遅らせるなどの対策とは場での管理方法を見直し、農家の皆さんに稲作ごよみや現地指導会を通じて徹底していく方法を検討しています。次に、災害復旧事業についてでございます。まず、島根県の災害査定状況でございますが国・県道の道路災害は、先月中旬に16件全て災害査定を終えております。河川災害は現在のところ92件中63件、砂防施設災害は2件の内1件の査定を終え、それぞれ復旧工事の準備に入っていると聞いております。次に、邑南町の状況でございますが、9月24日から災害復旧対策室を立ち上げ、職員11名、臨時職員3名、また、これまでに農林水産省、島根県、三次市、安芸高田市、隠岐の島町、西の島町、北広島町、土地改良事業連合会などからの応援を受け、現在では26名の体制で災害復旧に取り組んでいるところでございます。国庫補助災害復旧事業の査定予定件数を申し上げますと、農地災害が335件、農業用施設災害が244件、道路災害が93件、河川災害が112件、林道災害が51件でございます。10月28日から災害査定を受けておりまして、今年いっぱいでございますが、12月27日までにすべての査定を完了する予定でございます。査定が完了しますと、

小災害の採択申請の手続きを始めると共に、補助災害の工事発注に向けた実施設計業務を行い、復旧工事の早期完成を目指してまいりたいと思います。次に、災害義援金について申しあげます。平成25年8月24日豪雨災害に対しまして全国各地から多くの義援金为本町に寄せられております。その額は10月末日で846万553円となっています。義援金をお寄せいただきました皆様に厚くお礼を申しあげます。この義援金につきましては、被災者の皆様に公平かつ効率的に配分するため、邑南町災害義援金配分委員会を設置し審議していただくこととしております。先般11月21日に第1回目の配分委員会を開催し、配分対象、配分率及び基準単価などを決定していただきました。これに基づきまして12月中に1次配分を実施することとしております。次に、学校教育関係について申しあげます。専任講師として委嘱している、元島根大学教授の山下政俊先生の執筆により、この度、学び合い授業づくりのポイントを詠んだ歌の作成など、町内各校の協力もいただき、「カルタで読み解く学び合い授業」が発刊されることになりました。執筆にご尽力いただいた山下先生に深く感謝申しあげるとともに、これを契機として学び合い授業が更に充実することにより、子どもたちの学力向上につながることを期待をしております。次に、生涯学習関係について申しあげます。まず、昨年度から建設を進めておりました邑南町山村開発センターが完成し、10月8日に竣工式を挙行し、10月27日には地域の皆さんによる公民館活動の成果発表と新築を祝うハンザケまつりが賑やかに開催されました。文化財につきましては、瑞穂ハンザケ自然館において、施設内展示水槽内での人工繁殖としては国内初というオオサンショウウオの産卵が9月18日に、そして、ふ化が10月22日に相次いで成功し、専門家からも高く評価され、また全国で紹介され注目されることとなりました。また、久喜、大林銀山遺跡調査事業について、久喜の床屋製錬遺跡の発掘調査を実施しており、これまでに銀を含む鉛の鉱石を熱処理する窯跡が80基以上確認され注目されつつあります。11月には文化庁調査官による調査指導会及び第1回久喜、大林銀山調査指導委員会を開催し、様々な分野の専門家から意見やアドバイスをいただいております。なお、激甚災害に伴う国の名勝 断魚溪、千丈溪の被害状況調査につきましては、文化庁調査官により今月実施される予定でございます。次に、表彰関係であります。まず社会体育では、邑南町スポーツ推進委員協議会がスポーツの普及と健康づくりに貢献したことが評価され、平成25年度全国スポーツ推進委員優良団体表彰を11月21日に受賞しました。社会教育におきましては、矢上公民館と中野公民館が、それぞれ地域の特性を生かした公民館活動が評価され、平成25年度島根県優良公民館表彰を、去る12月1日元気館で開催された島根県公民館研究集会西部会場の場で受賞しました。また、この他にも矢上を拠点に読み語りを行っている、ひよこくらぶが、永年にわたる読書普及活動の取組が評価され、平成25年度島根県読書推進運動功労者表彰を受賞することが決まっております。次に、邑南町発注の公共事業についてでございますが、これは別紙一覧表で発注状況をお手元にご報告させていただいておりますのでそちらをご覧ください。以上、12月議会定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。なお、本定例会に提案いたします議案は、条例案7件、補正予算案5件、合わせて12件としております。諸議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせますので、何とぞ、慎重にご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申しあげます。続きまして、諸般の報告をさせていただきます。まず、始めに、江津邑智消防組合の決算についての報告

でございます。お手元に資料をお配りしていると思います。江津邑智消防組合議会定例会が10月23日に開催され、平成24年度の一般会計歳入歳出決算が認定されましたので、その決算概要についてご報告申しあげます。まず、平成24年中の組合管内におきます火災発生件数は36件で、そのうち本町が6件の16.7%となっております。また、救急出動件数は2千598件で、そのうち本町が616件の23.7%となっております。次に、24年度の歳入歳出の決算状況でございますが、お手元に決算書をお配りしております。資料No.1の3ページをご覧ください。歳入総額は16億1千492万5千円、歳出総額は15億9千276万円で、歳入歳出差引残額は2千216万5千円でございます。歳入における決算額でございますが、戻っていただきまして1ページをご覧くださいと思います。構成市町からの負担金は12億5千660万8千円で、歳入総額の77.8%を占めています。本町の負担金は、4億1千277万1千円で、前年度に比べ504万1千円、1.2%の増額となり、4市町の32.8%を占めています。負担金から瑞穂出張所移転建築負担金8千774万5千円を差し引いた、3億2千502万6千円のうち普通交付税算入額2億7千321万2千円を差し引いた実質一般財源負担額は5千181万4千円でございます。次に、歳出における決算額でございますが、2ページをご覧ください。消防費の決算額、14億3千749万3千38円のうち、消防施設費は、出張所移転建築関係費が1億9千295万3千160円、高規格救急自動車購入費が3千48万6千240円、消防救急デジタル無線共同整備事業費が2億7千39万4千873円となっております。緊急防災・減災事業債を新たに2億7千30万円発行しましたので、地方債残高は2億9千437万1千円となっております。財産に関する状況につきましては、4ページのとおりとなっておりますのでご覧くださいと思います。次に、公立邑智病院の決算について報告を申しあげたいと思います。資料をご覧ください。業務の状況につきましては、後ろの方の9ページから12ページに資料をつけております。平成24年度は、医師数の変動も無くスタートいたしました。引き続き常勤泌尿器科医師不在の中での透析業務や救急業務においては、相互支援の診療体制を維持することで、地域が求める医療を維持することができました。また、邑智郡内3町への健診医師派遣業務の継続、ドクターヘリによる高次医療機関への搬送、安心して妊娠・出産できる環境を提供することも可能な限り応えてまいりました。次に11ページをご覧ください。入院・外来別患者数の推移をみますと、年間入院患者数は2万4千645人で、対前年度1千22人、4.3%の増加、1日平均入院患者数が67.5人で、前年度と比較しますと2.8人、4.3%増加、病床利用率は68.9%と3.0ポイントの増加となりました。一方、外来患者の内訳は、年間外来患者数は5万848人で、対前年度368人、0.7%減少、1日平均外来患者数が207.5人で前年度と比較しますと2.4人、1.1%減少となっております。こうした影響を受けた収益的収支の決算額でございますが、1ページをご覧ください。病院事業収益は、16億805万1千355円、病院事業費用は、15億3千516万1千316円で、8ページにありますように、差し引き7千289万39円の経常利益を出すことができました。次に資本的収支の状況でございますが、2ページをご覧ください。資本

的収入は、2億5千579万6千円、資本的支出は、3億2千778万5千589円となり、不足する額7千198万9千589円は、当年度分損益勘定留保資金で補填をしております。次に資産の状況でございますが、4ページをご覧ください。平成24年度末で、固定資産、流動資産を合わせまして、資産合計は38億1千722万2千840円でございます。また、企業債未償還元金残高は、5ページ中ほどのイ企業債の11億2千88万1千757円となっていますので併せてご報告いたします。以上、江津邑智消防組合と公立邑智病院の決算についてご報告申しあげます。

●議長(山中康樹) 以上で町長の行政報告ならび諸般の報告は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 報告事項

●議長(山中康樹) 日程第4、報告事項。報告第18号、例月現金出納検査結果報告について。報告第19号、平成25年度定期監査報告について。以上、2件について、それぞれ報告がありました。お手元にその写しを配布しておりますので、ご承認ください。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案の上程、説明

●議長(山中康樹) 続きまして、日程第5、議案の上程、説明に入ります。議案第99号邑南町町営バス条例の一部改正について、議案第100号 邑南町税条例の一部改正について、議案第101号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第102号邑南町青少年旅行村条例の一部改正について、議案第103号邑南町町営住宅管理条例の一部改正について、議案第104号邑南町除雪車格納庫条例の制定について、議案第105号邑南町地域経済活性化基金条例の制定について、議案第106号平成25年度邑南町一般会計補正予算第6号について、議案第107号平成25年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号について、議案第108号平成25年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第4号について、議案第109号平成25年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号について、議案第110号平成25年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号について、以上、12議案を一括上程をいたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第99号から議案第105号までの提案理由をご説明申しあげます。議案第99号邑南町町営バス条例の一部改正についてでございますが、これは、町営バスの運行区間の変更に伴い、所要の改正を行うものでございます。次に、議案第100号邑南町税条例の一部改正について、また、議案第101号邑南町国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、これは、いずれも地方税法施行令、施行規則の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。次に、議案第102号邑南町青少年旅行村条例の一部改正についてでございますが、これは、指定管理者を指定するにあたり、指定管理者の利用料収受に必要な改正を行うものでございます。次に、議案第103号邑南町町営住宅管理条例の一部改正についてでございますが、これは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。次に、議案第104号邑南町除雪車格納

倉庫条例の制定についてでございますが、これは、除雪車格納倉庫の取得に伴う設置条例を制定しようとするものでございます。次に、議案第105号 邑南町地域経済活性化基金条例の制定についてでございますが、これは、国の臨時交付金を活用するための基金条例を制定しようとするものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いします。

●**原定住促進課長(原修)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 原定住促進課長。

●**原定住促進課長(原修)** 議案第99号 邑南町町営バス条例の一部改正についてご説明申し上げます。このことにつきましては、かねてより、おおなんバス 邑南川本線の経路に 邑南町役場を加えてほしいという要望があり、邑南町生活交通検討委員会に諮り、邑南町公共交通会議で路線承認されたことにより、現行路線の運行区間について条例改正するものでございます。議案資料の新旧対照表で説明申し上げますのでご覧ください。現行の第4条の表の中で、路線名 9 邑南川本線の運行区間の記述に三坂口田所道の駅以下、とありますが、左隣の改正後案にありますように、矢上駅と邑智病院の間に、邑南町役場を追加するものでございます。なお、条例の施行日は、平成26年4月1日からとしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものですので、よろしくお願いたします。

●**上田税務課長(上田洋文)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 上田税務課長。

●**上田税務課長(上田洋文)** 議案第100号 邑南町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。それでは新旧対照表に基づいて、ご説明いたしますのでご覧ください。今回の条例改正は、年金所得者の納税の便宜や、市町村における徴収事務の効率化の観点から見直されたものでございます。1ページでございます。改正案でございます。公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収、第47条の2、納税義務者が町外に転出した場合でも特別徴収を継続することとする法令改正に伴い、特別徴収対象年金所得者の除外規定の見直しにより改正されたものでございます。2ページでございます。改正案でございます。年金所得に係る仮特別徴収税額等、第47条の5、年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法の見直しをするものでございます。前年の仮、本徴収税額が不均衡となると、平準化することが困難な現行の制度を改正し、年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額、年税額の2分の1に相当する額とし、2年かけて元の徴収税額に平準化するための改正でございます。3ページからは附則の改正でございます。この附則の改正は公社債等に対する課税方式の変更、損益通算等の範囲拡大のため、見直されたものでございます。寄付金税額控除における特例控除額の特例、附則第7条の4、新条例附則第19条の2第1項の引用条項を追加したものでございます。3ページ、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が配当所得等の対象に追加されたことに伴う規定の整備でございます。5ページ、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、附則第19条、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組したことに伴い所要の一般株式等に係る譲渡所得等の規定の整備をした条項でございます。7ペー

ジ、改正案でございます。上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、附則第19条の2、地方税法の規定の新設にあわせ条例の新設でございます。特定公社債等の譲渡所得の課税のために、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴い規定したもので、損益通算、及び、繰越控除の範囲拡大をするための条例でございます。今回の公社債等に対する課税方式の変更、損益通算等の範囲拡大のための見直しに伴い、旧附則を削除して規定を整備しております。旧附則19条の3から20条。20条の3。及び20条の5は今回の改正に伴い削除されました。16ページでございます。先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例、附則20条は条ずれに伴い旧附則20条の2が附則20条になったものでございます。それに伴い引用条項を改正したものでございます。21ページ、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、附則第20条の2は条ずれに伴い旧附則20条の4が附則第20条の2になったものでございます。それに伴い引用条項を改正したものでございます。続きまして、改正文の附則条文についてご説明いたします。新旧対照表ではなく改正文の3ページ下段の附則をご覧ください。この条例は、附則第1条において、平成28年1月1日施行と定めております。ただし、47条の2第1項及び47条の5第1項の改正規定並びに、次条第2項の規定、年金特別徴収に係る改正部分につきましては、平成28年10月1日施行でございます。附則第7条の4第1項、第16条の3、及び第16条から第20条の5までの規定並びに次条第3項の規定、公社債等に対する課税変更に伴う損失通算、損益通算等の範囲拡大に係る部分につきましては、平成29年1月1日施行でございます。経過措置でございます。経過措置として改正が施行されるまでの間、第2条に経過措置を定めております。第2条平成28年1月1日前に発行された旧租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の町民税については、従前の例によると定められております。2、この条例による改正後の町民税条例、第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収については、従前の例によると定めております。3、新条例附則第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の2までの規定中、個人の町民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税は、従前の例によると定めております。以上、改正の内容をご説明させていただき、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願ひします。

●服部町民課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 議案第101号邑南町国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明申しあげます。このたびの改正は、平成25年3月30日付けで公布されました地方税法の一部を改正する法律の一部について、地方税法施行令の一部を改正する政令が6月12日に交付されたことによる改正でございます。このたびの改正は、国債や地方債などの特定公社債の利子について、現在の源泉分離課税から申告分離課税に変更になること、株式等に係る譲渡所得の分離課税について、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課

税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に分かれること、また、条例附則の一部について、もともと地方税法と地方税法施行令に該当条項があり条例規定が不要であるものについて削除したこと、以上の点について必要な改正を行っております。具体的な改正につきましてご説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。最初に第9項につきましては、分離課税を選択している上場株式等に係る配当所得を、国保税の各所得割と軽減判定の計算に加えるための特例ですが、この上場株式等に係る配当所得に申告分離課税となりました特定公社債の利子を加える改正でございまして、それぞれの下線にございますように上場株式等に係る配当所得を上場株式等に係る配当所得等としております。次に、第12項につきましては、分離課税となっております株式等の譲渡所得を、同じく、国保税の各所得割と軽減判定の計算に加えるための特例でございまして、株式等に係る譲渡所得の分離課税について、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得の分離課税に分けられることによる改正でございまして、この第12項は一般株式等に係る譲渡所得に係るものとして改正しております。それぞれ必要な部分について下線にございますように、株式等を一般株式等に、法附則第35条の2第6項を第5項としております。また、上場株式等に係る譲渡所得に係るものにつきましては、次のページの改正案の第13項を新たに設け、規定しております。この第12項、第13項ともに、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等それぞれを国保税の各所得割と軽減判定の計算に加えるための特例でございまして、次に、現行の第13項から第15項までは、もともと地方税法と地方税法施行令に該当条項があり条例規定が不要であることから削除しております。次に、現行の16項は、項ずれで改正案の第14項に、次のページの第17項は現行の13項と同様に条例規定が不要であることから削除しております。次の現行の18項、19項は項ずれで、それぞれ改正案の15項、16項に、現行の第20項につきましては、分離課税となっております条約適用配当所得を、国保税の各所得割と軽減判定の計算に加えるための特例でございまして、この条約適用配当所得に申告分離課税となりました特定公社債の利子等を加える改正でございまして、下線にございますように配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得としております。また、項ずれにより改正案の17項としております。現行の第21項につきましては、現行の第13項と同様に削除しております。改正文の附則に戻っていただき、この改正につきましては、平成29年1月1日からの施行としております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

●日高商工観光課長(日高始) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) 議案第102号邑南町青少年旅行村条例の一部改正についてご説明申しあげます。このことにつきましては、邑南町青少年旅行村条例第13条の規定により、指定管理者を選定するに当たり、同第19条の規定による指定管理者の利用料収受に必要な改正を行うものでございます。なお、今回の改正は、別表のみの改正で、プール利用料の小学生、中学生、高校生の料金を設定すること、他の類似施設との整合を図るために町外者利用料金を設定すること、消費税額に関して、改めて原価を確認し、消費税込みの価格を表示することが改正点でございます。3の1から3の3にかけての、新旧対照表で説明をさせていただきます。まず、1の現行の施設を使用する場合という項目を、

改正後はキャンプ場を使用する場合とプールを使用する場合の二つに分けさせていただき、あらたに町外料金を設定させていただくことと、消費税を表示をさせていただくものでございます。また、2のプールの利用につきまして、小学生、中学生、高校生の料金を新たに設定をするものでございます。3につきましては消費税のみの改正でございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものですので、よろしくお願いをいたします。

●土崎建設課長(土崎由文) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 土崎建設課長。

●土崎建設課長(土崎由文) 議案第103号邑南町町営住宅管理条例の一部を改正す、改正についてご説明申しあげます。条例改正の経緯としまして配偶者からの暴力被害者の公営住宅の入居について特段の配慮をはかるよう国土交通省住宅局長から要請があったこと及び配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が平成26年1月3日に施行されることになり対象となる配偶者の範囲が生活の本拠を共にする交際相手いわゆる同棲中の交際相手に拡大されることとなります。こうしたことからDV被害者の居住の安定をはかりその自立を支援するため一定のDV被害者の町営住宅の入居について優先入居ができるよう条例改正を行うものであります。条文についてご説明申しあげます。1ページをめくっていただき、4行目をご覧ください。第5条は公募の例外を定めたものであります。現在災害による住宅の滅失等7項目にかかる優先入居を定めておりますが、この6号の次に両かっこの7の項を加えるものでございます。5行目から6行目にかけて定める配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者とは配偶者からの暴力を受けた被害者であります。次の同法第28条2に規定する相手とは婚姻の意思なく共同生活を送っているものであります。これらから暴力を受けたDV被害者で次のいずれかに該当する方が対象としております。アとしまして配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護とは、配偶者支援センターによる保護を受けた被害者で、同法第5条の保護とは、婦人保護施設による保護を受けた被害者であります。こうした保護が終了した日から5年以内にある被害者を優先入居できるものとして規定しております。次にイとして裁判所の保護命令の申し立てを行い命令が効力を生じた日から5年経過していないDV被害者を規定しております。第6条において入居の資格に定めるDV被害者の所得要件を特に居住の安定をはかる必要がある高齢者や被害者などの所得基準を緩和すべき世帯の所得基準と同様の21万4千円とするものでございます。附則としてこの条例は配偶者からの暴力の防止及び配偶者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行日である平成26年1月3日から施行するものでございます。以上地方自治法96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。続きまして議案第104号邑南町除雪車格納倉庫条例についてご説明申しあげます。1ページめくってください。本施設は平成25年第5回定例会において財産の取得につきまして議会の議決をいただいたものであります。主たる目的は除雪車の車庫であります。取得した施設は主に除雪車を格納する倉庫ではありますが、車庫ではありますが、邑南町が管理する物品を補完する倉庫としての機能も併せ持つ施設であります。1条としまして除雪車の適正な格納及び維持管理を行うため、邑南町除雪車格納倉庫、以下格納倉庫という、を設置するものであります。2条としまして格納庫の名称及び位置でありますが、名称は邑南町除雪車

格納倉庫とし、位置は邑南町鱒淵５番地４でございます。３条に管理は町長が行うものとしております。４条で施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとしております。この条例は平成２６年１月１日から施行するものとしております。以上地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。以上でございます。よろしくをお願いします。

- 議長(山中康樹)** えー、議案の提出理由の途中でございますが、ここで休憩に入ります。再開は午前１０時５０分といたします。

—— 午前１０時３５分 休憩 ——

—— 午前１０時５０分 再開 ——

- 議長(山中康樹)** それでは再開をいたします。えー、議案の上程で訂正があるという申し出がありましたので、申し入れを受けます。

- 上田税務課長(上田洋文)** 番外

- 議長(山中康樹)** 上田税務課長

- 上田税務課長(上田洋文)** 議案の訂正をお願いいたします。議案番号１００号、邑南町税条例の一部改正について、邑南町税条例の一部を改正する条例の最終ページでございます。経過措置３、「町民税ついて適用し」を「町民税について適用し」に訂正をお願いいたします。えー、経過措置３の最終ページでございますが、下から２行目の「平成２９年度以後の年度分の町民税ついて」を「町民税について適用し」に訂正をお願いします。

- 土崎建設課長(土崎由文)** 番外

- 議長(山中康樹)** 建設課長

- 土崎建設課長(土崎由文)** えー、議案第１０３号の条例文について脱字がありましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。中段なかほど、かっこあ、アの行でございます。配偶者暴力防止法、暴力防止等法第３条第３項第３号以下かっこ書きがありますが、配偶者防止法となっておりますが暴力が抜けております。配偶者暴力防止法でございます。暴力が抜けておりましたのでお詫びし訂正をさせていただきます。

- 日高企画財政課長(日高輝和)** 議長、番外。

- 議長(山中康樹)** 日高企画財政課長。

- 日高企画財政課長(日高輝和)** 議案第１０５号邑南町地域経済活性化基金条例の制定についてご説明申しあげます。この条例は、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策において追加される公共投資への地方負担及び資金調達に配慮するために創設された地域の元気臨時交付金を財源として設置する基金について定めるものでございます。条例第１条には設置目的として、国が交付する地域の元気臨時交付金を財源に、地域経済の活性化に資する事業に充当する邑南町地域経済活性化基金を設置することを規定しております。第２条積立てでございますが、基金として積み立てる額は予算で定める額としておりまして、今議会に補正予算として１億３千６４３万２千円を計上しているところでございます。第３条から第５条までは、基金の管理、運用益金の処理、繰替え運用について規定しております。第６条の処分の規定でございますが、この基金は設置目的に基づく事業の経費に充当する場合に限り、基金の全額又は一部を処分することができるとしておりますが、平成２６年度中に全額取り崩して設置目的の事業に充当することとしております。第７条では、委任事項について規定しております。附則１では施行期日を、附則２ではこの条例の失効

について規定しております。国が定める地域の元氣臨時交付金の制度要綱上、平成27年度へ繰り越しての交付金の使用は認められていないことから、平成27年3月31日限り、この効力を失うこととしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第106号から第110号までの提案理由をご説明申しあげます。議案第106号平成25年度邑南町一般会計補正予算第6号は、歳入歳出それぞれ4億1千398万7千円を増額するものでございます。議案第107号平成25年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ256万8千円を減額するものでございます。議案第108号平成25年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ97万1千円を減額するものでございます。議案第109号平成25年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ22万3千円を減額するものでございます。議案第110号平成25年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ615万5千円を増額するものでございます。詳細につきましては、それぞれ、担当課長から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高企画財政課長。

●日高企画財政課長(日高輝和) 議案第106号平成25年度邑南町一般会計補正予算第6号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1千398万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を147億8千956万8千円とするものでございます。歳入歳出予算補正の区分及び金額につきましては、2ページから5ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しております。なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書の方でご説明申しあげます。第2条地方債の補正でございますが、第2表に記載しておりますので、6ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。はじめに、追加分でございますが、いずれも8. 24豪雨災害復旧事業の関係で、現年発生林道小災害復旧事業債を870万円。現年発生農業用施設小災害復旧事業債を1千770万円。現年発生農業用施設単独災害復旧事業債を450万円。林地崩壊防止事業債を960万円。合計で4千50万円の設定をしております。また、変更分としまして、山村開発センター建設事業債は事業の完了に伴い800万円減額で、2億5千900万円。道路改良舗装事業債につきましては、8. 24豪雨災害の影響で予定していた事業の実施が困難となったため、5千850万円の減額で2億1千180万円に変更しております。以下は、いずれも8. 24豪雨災害復旧事業の関係ですが、工事及び測量設計費の追加を見込んだ増額となっております。急傾斜地防止対策事業債を310万円に、現年発生農地小災害復旧事業債を1億4千100万円に、現年発生農地補助災害復旧事業債を7千30万円に、現年発生農業用施設補助災害復旧事業債を9千490万円に、現年発生公共土木施設小災害復旧事業債を3千400万円に、現年発生公共土木施設補助災害復旧事業債を4億1千190万円に、それぞれ変更するもので、変更分は合計で、1億1千530万円増額の12億2千600万円としております。これにより、地方債の限度額の合計は、補正前の21億6

千60万円に1億5千580万円増額して、23億1千640万円としております。6ページの右側からが予算に関する説明書でございます。表紙をめくっていただきますと事項別明細書となっております。1ページから3ページは総括表となっておりますので説明に合わせてご確認ください。説明の方でございますが4ページからさせていただきますので、めくっていただきまして4ページをお開きください。主なものを説明させていただきます。はじめに歳入でございます。12款分担金及び負担金でございます。6農林水産業費分担金の、農業費分担金1千569万6千円は、特定中山間保全整備事業に係る受益者分担金で、繰上償還を希望される方の分担金を追加計上しております。また、林業費分担金400万円は、林地崩壊防止事業に係る受益者分担金4件分でございます。14款国庫支出金でございますが、3民生費国庫負担金は、障害者福祉関係事業費見込額の増額分及び過年度分の精算に係るものでございます。2項国庫補助金の、2総務管理費補助金1億3千643万2千円は、国の平成24年度補正で予算化された地域の元気臨時交付金の決定に基づいて予算計上したもので、邑南町地域経済活性化基金の財源となるものでございます。また、8土木費国庫補助金の7千283万円の減額は、8.24豪雨災害の影響で予定していた事業の実施が困難となったためのものでございます。6ページの方をお開きください。15款1項県支出金でございますが、3民生費県負担金は、障害者福祉関係事業費が増額となる見込みであることから、これに対応する県の負担金を増額計上しております。続いて15款2項県補助金でございます。総務費県補助金の内、総務管理費補助金1千471万円の減額は、定住促進賃貸住宅建設事業費の実施見込みに基づく補助金の減額でございます。また、選挙費補助金56万円は、県に対する条例制定の直接請求に係る審査等事務費交付金でございます。6農林水産業費補助金の農業費補助金は、県において追加決定されたもので、この内個別所得補償経営安定推進事業補助金1千505万3千円は、人農地プランに基づく農地集積などの事業に充当されるものでございます。10教育費県補助金の学校教育費補助金360万円は、小中学校の耐震対策として備品の転倒防止などを進めるための補助金でございます。8ページをお開きください。2総務費委託金は、参議院議員選挙委託金の精算及び一般統計調査委託金の追加分でございます。16款財産収入でございますが、森林組合配当金17万円でございます。17款寄付金は、ふるさと寄付金4件分11万円でございます。続きまして、18款繰入金でございますが、財政調整基金からの繰入を8千573万5千円計上しております。10ページをお開きください。20款諸収入でございます。4項受託事業収入でございますが、普通建設事業受託事業収入として、森林総合研究所造林受託事業の追加分でございます。5項雑入でございますが、建物共済給付金400万円は、台風26号の被害を受けた市木住宅に対する共済金でございます。21款町債でございますが、先ほど地方債補正でご説明いたしましたので省略させていただきます。ページの方、続きまして14ページをお開きください。歳出でございます。2款総務費でございます。1項総務管理費の1一般管理費でございますが、ふるさと基金及び邑南町地域経済活性化基金として1億3千654万2千円を計上しております。6企画費は、おためし住宅改修費の減額分300万円でございます。8地域振興及び人口定住対策費の525万円は台風26号でひさい、あ、失礼しました52万5千円は、台風26号で被災した下口羽自治会館の改修に係る測量設計費でございます。4項選挙費の1選挙管理委員会費でございますが、県に対する条例制定の直接請求に係る審査等事務費で

ございます。また、4町議会議員選挙費と次の16ページに続いてありますが、7参議院議員選挙費につきましては、選挙費の精算に伴う減額補正でございます。5項統計調査費は、県を通じて一般統計調査の委託を受けたものでございます。18ページをお開きください。3款民生費でございますが、老人福祉費の後期高齢者医療事業特別会計繰出金につきましては、前年度療養給付費の確定及び本年度の見込額から繰出金を減額するものでございます。6障害者福祉費でございますが、各給付事業等の執行状況を勘案して増額しております。2項児童福祉費は、児童手当の増額分などでございます。20ページをお開きください。3項生活保護費でございますが、1生活保護総務費は、事務費に係る平成24年度補助金の返還などの調整分でございます。4款衛生費でございますが、簡易水道事業繰出金及び精神保健事業費の執行見込に伴う増額でございます。6款農林水産業費でございますが、3農業振興費につきましては、県の追加補助を受けて実施するもので、数量調整円滑化推進事業53万7千円は事務費関係の増額分でございます。また、農業担い手育成確保支援事業は、人農地プランに基づく農地集積協力金の交付額の増額など1千505万4千円を計上しております。22ページをお開きください。5農地費でございますが、特定中山間保全整備事業の1千569万7千円は、受益者負担金の繰上償還に係るものでございます。7施設整備管理費は、山村開発センター建設事業費の減額分でございます。2項林業費の林業総務費17万円は、森林組合配当金を出資金に充てるものでございます。また、林業振興費は、森林総合研究所造林受託事業の追加分1千800万円を計上しております。続いて、24ページをお開きください。8款土木費でございますが、道路橋りょう総務費は、災害対策費として道路等への土砂撤去、あ、道路等の土砂撤去工事の追加分でございます。3道路新設改良費でございますが、8.24豪雨災害に伴い、測量設計及び建設工事が予定どおり実施できない路線があることなどから、各路線間で事業量の調整を行った結果、道路新設改良費では1億596万円を、橋りょう新設改良費では1千785万円を減額計上しております。26ページをお開きください。3項河川費でございますが、県単急傾斜地崩壊防止対策事業の追加分としまして、負担金を240万円増額計上しております。4項住宅費でございますが、住宅管理費は、台風26号により被災した市木住宅の改修工事費でございます。また、住宅政策費は、地域振興対策助成事業の希望件数が増えていることに伴う増額でございます。一方、賃貸住宅建設補助事業は、民間事業者からの追加申請の見込みがないことから3千万円の減額としております。9款消防費でございますが、防災費は、県の総合防災システムの改修に係る負担金及び災害備蓄用の台車の整備費でございます。28ページをお開きください。10款教育費でございます。1項教育総務費でございますが、英語指導助手の公用車整備費を計上しております。2項小学校費でございますが、いずれも県事業の採択を受けて実施するもので、子育て共同プロジェクトモデル事業の経費及び公立小中学校非構造部材耐震対策強化交付金事業として各学校の耐震対策として、備品の固定などに要する経費を計上しております。3項中学校費も小学校と同様、耐震対策事業費を計上しております。30ページをお開きください。4項社会教育費は、阿須那公民館の老朽化した遊具の撤去費用を計上しております。これは隣接する保育所の建設に伴い今回撤去するものでございます。5項保健体育費でございますが、台風26号により破損した矢上屋内多目的コートのフェンス及びネット等の改修事業費でございます。続きまして、11款災害復旧費でございます。8.24豪雨災害に係る

災害復旧費を計上しております。まず農地災害復旧費でございます。測量設計費の追加分及び農地小災害工事見込分として、1億3千528万円を計上しております。農業用施設災害復旧費でございますが、増高申請経費を含む測量設計費の追加分及び農業用施設小災害の工事見込箇所分として、8千724万円を計上しております。林道災害復旧費でございますが、林道小災害の測量及び工事見込として、1千200万円を計上しております。なお、今回計上しております小災害の工事費は一部分でございますがほとんどは来年度予算での計上となる見込みでございます。32ページをお開きください。林地崩壊防止事業費でございますが、4箇所分1千600万円でございます。次に、第2項公共土木災害復旧費でございますが、測量設計費の追加分及び公共土木施設小災害の見込分として、4千700万円を計上しております。第3項その他公共施設、公用施設災害復旧費でございますが、町有地の法面崩壊に係る復旧費用を計上しております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

●服部町民課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 服部町民課長。

●服部町民課長(服部導士) 議案第107号平成25年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号について、ご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ256万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億6千945万1千円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の4ページ5ページをお開きください。このたびの補正は、平成24年度療養給付費負担金の精算による返還金が生じたこと、本年度分の療養給付費負担金につきましても減額されたことによるもので、一般会計繰入金等、必要な修正を行うものでございます。まず、歳入でございますが、4款の繰入金につきましては、療養給付費負担金について平成24年度の返還金が生じたことと、本年度が減額されたことにより、一般会計からの療養給付費負担金繰入金を1千138万8千円減額しております。次に、6款の諸収入でございますが、ご説明いたしました平成24年度療養給付費負担金の精算による返還金882万円を増額しております。次に、6ページ7ページをお開きいただき、歳出でございます。2款の後期高齢者医療広域連合負担金につきましても、減額された額256万8千円を減額しております。以上、邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 朝田水道課長。

●朝田水道課長(朝田誠司) 議案第108号平成25年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第4号につきまして、ご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ97万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7千396万1千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。主な補正につきまして、ご説明申しあげます。事項別明細書の4ページをお開きください。歳入でございますが、一般会計繰入金が6万3千円の増額でございます。雑入は、103万4千円の減額でございます。これらは県事業の

水道管支障移転工事精算に伴う補償金の減額によるものです。6 ページをお開きください。歳出の一般管理費でございますが、共済費 5 万 9 千円を増額、賃金 4 1 万 1 千円を増額しております。工事請負費を 9 7 万 1 千円減額しておりますが、これは県事業の水道管支障移転工事の精算によるものでございます。原材料費を 4 7 万円減額しております。次に施設整備事業費でございます。工事請負費でございますが、日貫簡易水道基幹改良事業費 4 1 4 万円を減額し、日貫簡易水道増補改良事業費を 4 1 4 万円増額しております。続きまして議案第 1 0 9 号平成 2 5 年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 4 号につきましてご説明申しあげます。予算書の 1 ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 2 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 7 千 4 4 7 万 4 千円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。主な補正につきまして、ご説明申しあげます。事項別明細書の 4 ページをお開きください。歳入でございますが、農業集落排水事業への 一般会計繰入金が 6 千円の減額でございます。雑入は、2 1 万 7 千円の減額でございます。これらは県事業の農業集落排水管路支障移転工事精算に伴う補償金の減額によるものでございます。6 ページをお開きください。歳出の生活排水処理事業一般管理費でございますが、処理場や個別浄化槽の修繕に対応するため、需用費 1 2 0 万 4 千円を増額しております。農業集落排水事業一般管理費でございますが、需用費を 7 0 万円減額しております。工事請負費を 2 2 万 3 千円減額しておりますが、これは県事業の農業集落排水管路支障移転工事の精算によるものでございます。下水道事業一般管理費でございますが、原材料費を 5 0 万 4 千円減額しております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

●**小林情報推進課長(小林雅博)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 小林情報推進課長。

●**小林情報推進課長(小林雅博)** 議案第 1 1 0 号平成 2 5 年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 3 号についてご説明いたします。予算書の 1 ページをお開き下さい。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 1 5 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 億 3 千 5 4 8 万 6 千円とするものでございます。詳細につきましては事項別明細書の 4 ページ 5 ページをご覧下さい。2 歳入でございます。8 款諸収入の雑入として保険給付金 6 1 5 万 5 千円の増額でございます。これは、T A 及び O N U の全損分と修繕分に係わる保険料と加害の事故による保険金でございます。続きまして、6 ページ 7 ページをお開き下さい。歳出でございます。1 款総務費の一般管理費 8 6 0 万 2 千円の増額でございます。これは、主に T A 及び O N U 等の購入に係わる需用費 5 2 7 万 3 千円の増額と支障移転工事に係わる工事請負費 3 2 0 万円の増額でございます。次に、3 款基金積立金でございます。これは一般管理費の増額に伴い、2 4 4 万 7 千円を減額するものでございます。以上、補正額合計 6 1 5 万 5 千円の増額でございます。よろしくお願いいたします。

●**議長(山中康樹)** 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。以上で本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

—— 午前 1 1 時 2 4 分 散会 ——